

II 上場要件

1 J-Adviserによる上場適格性要件の調査・確認

(上場適格性要件)

新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項を満たしていなければならない。

- (1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること
- (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること
- (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること
- (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(特例第 113 条)

(J-Adviserによる上場適格性に関する調査及び確認)

J-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第 113 条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第 2 編第 2 章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

(特例第 314 条)

TOKYO PRO Market では、申請会社の上場適格性について、担当 J-Adviser が調査・確認を行いますが、東証は規則によって、その上場適格性要件を定めています。

担当 J-Adviser は上場適格性要件についての調査・確認を実施した上で、「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成し、東証に提出します。東証は「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」に基づき、J-Adviser が適正な手続きに基づいて必要な項目の調査・確認を実施したかどうかについて、J-QS 面談を通じて確認します。

なお、東証が「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」に基づき、J-Adviser に対して調査・確認の実施を求める項目は次のとおりです。ここに記載する項目は東証が担当 J-Adviser に対して確認を行う項目であり、担当 J-Adviser が申請会社に対して実施する調査・確認範囲を限定するものではありません。また、申請会社の規模や業種・業態によって、この他に追加的に確認を行う事項や割愛する事項があります。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること

新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。）、財務に関する事項及び法務に関する事項（設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む）等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。

○申請者の調査及び確認にあたっての確認事項

- ・ 申請者との J-Adviser 契約の締結に際し、当該契約内容について申請会社への説明を図るとともに、十分に理解させている

○設立準拠国及び営業活動国にかかる調査

- ・ 申請者及び関係会社の設立準拠国や営業活動国について、必要な調査・確認（事業規制を含む法律体系、会計体系、税制など）を実施し、リスク等を十分に把握している

○事業内容・事業環境について

- ・ 申請者の事業内容・事業環境を把握するとともに、事業の健全性や発展性に関し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 申請者の強み、弱み（SWOT 分析等）を確認している
- ・ 申請者の業績推移を確認している
- ・ 申請者の業務処理プロセスを確認している（販売/仕入/製造/経理全般/労務/財務・投資活動 など）
- ・ 利益計画について確認し、計画策定のための体制（手続き）を確認している
- ・ 予算統制（年次/半期/月次等）の状況について確認している
- ・ 上場予定日から 12 か月間の運転資本に係る十分性につき、申請者が適切に確認したことを確認している

○重要な拠点の調査・確認について

- ・ 重要な拠点（工場、営業所、支店、本社等）に関し、所在地、経緯、規模、管理体制等、適切な調査・確認を実施している
- ・ 重要な拠点（工場、営業所、支店、本社等）に対しては、必要に応じて、現地調査（実査等）を実施している

DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。

○DDの外部委託について

- ・ 新規上場時の J-Adviser 業務を遂行するうえで、DDの一部又は全部を外部専門家へ委託した場合、適切な外部専門家に対して妥当範囲における外部委託を実施している

○DD結果への対処について

- ・ 社内又は外部専門家による DDにおいて発見・指摘された問題点について網羅的に把握のうえ、適切な対応を実施していることを確認している

○創薬系バイオベンチャー等に対する技術評価・確認方法について

- ・ 創薬系バイオベンチャー又は先行投資型の企業においては、基礎となる技術について、社

内又は外部専門家による DD を実施するなど、適切に分析・評価している

(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること

新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

○関連当事者取引等について

- ・ 申請者の関連当事者や人的・資本的な関連を強く有する者との取引状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 経営者が主体的に関与する取引の状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 申請者が関連当事者取引及び経営者が主体的に関与する取引に対する適切な認識を持ち、牽制する仕組みを有しているか確認している

新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。

○代表取締役社長等に関して

- ・ いわゆる、「社長（経営者）面談」を実施のうえ、上場会社の社長（経営者）として資質面において問題のないことを確認している

○役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者）に関して

- ・ 設立以降からの役員の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 役員の、第三者に対する多額の債務や個人保証の状況を確認している
- ・ 申請者と役員の間、合理性を欠く利益相反取引がないことを確認している

(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること

新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

○取締役の適任について

- ・ 取締役の員数、各取締役の役割、適格性について確認している

○組織のあり方

- ・ 申請者のコーポレート・ガバナンス体制が、適切にコーポレート・ガバナンス報告書に記載されていることを確認している
- ・ 役員の職務執行を監督するための機関設計や組織・牽制体制が充分であり、有効に機能していることを確認している
- ・ 株主総会、取締役会、監査役会等の開催状況、議事録の整備状況について、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

○内部管理体制

- ・ 稟議規程、決裁権限規程等の承認プロセスについて、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

○人員の確保

- ・ 申請者の事業運営に必要な人員の確保が図られているか確認している

○役員及び従業員について

- ・ 役員及び従業員について、適切な調査及び確認（必要に応じて、履歴書、職務経歴書若しくは質問表の徴求又は面接を含むが、これらに限られない。）を実施している

新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

○会計処理基準

- ・ 会計処理基準が申請者の実態に即したものであり、適切に運用されていることを確認している

○会計組織の整備

- ・ 適切な経理処理等を行うことができる会計組織が整備されていることを確認している

新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。

○法令、規則等の啓蒙

- ・ 経営陣が金融商品取引法、関連する法令及び当取引所諸規則等について十分な見識、理解があることを確認している
- ・ 法令順守のための社内体制が確立し、運用状況が適切であることを確認している
- ・ 過去に法令違反等が発生している場合、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況や再発防止体制の整備状況を確認している

(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること

新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

○開示体制について

- ・ 上場後の組織的な開示体制・手続きについて、必要な調査・確認を実施している
- ・ 経営陣ならびに開示担当責任者が、開示規則・開示義務に対する十分な認識理解があることを、面談等を通じ確認している

○ウェブサイトへの開示

- ・ 申請日以降、申請者は自社のウェブサイトにおいて必要な事項を掲載する態勢にあることを確認している
- ・ 自社のウェブサイトへの公表手続きに係るフローが整備（社内規程やマニュアルの整備等）され、社内に周知されていることを確認している

○内部者取引の管理について

- ・ 情報管理体制（個人情報、会社情報、取引先情報等）について、必要な調査・確認を実施している
- ・ 内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為防止のための具体的な施策（内部者取引防止規程の整備、eラーニングの受講状況等）について、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。

○特定証券情報等の規程・法令への順守について

- ・ 主要な事業活動に関する法令規制等を把握したうえで、申請者がそれらを順守し、必要な事項については特定証券情報等に記載していることを確認している

○特定証券情報等について

- ・ 「リスク情報」に記載すべき内容を認識のうえ、十分な開示が行われていることを確認している
- ・ 関連当事者との取引を網羅的に把握し、公正かつ合理的であることを確認し、また十分な開示が行われていることを確認している
- ・ 監査法人、顧問弁護士、J-Adviser 等の選任理由が妥当であることを確認している
- ・ 過去において、監査法人、顧問弁護士、J-Adviser 等の交代・契約解除が行われている場合、その理由の妥当性について確認している
- ・ 監査法人との面談等を通じ、監査契約の締結経緯、関与期間及び役職員との人的・取引関係等について、問題ないものと確認している
- ・ また、会計機能や内部統制等の有効性をはじめ、監査法人の指摘事項のうち未改善項目がある場合、それらに対する申請者の適切な今後の対応方向性について確認している
- ・ 係争事件、訴訟問題、トラブルの有無や、それらに対処するための体制が適切に構築されていることを確認している
- ・ 申請者に親会社等がいる場合、申請者の経営活動が当該親会社等から独立した状況にあること、および経営活動に与えるリスクを確認している

○特定証券情報等の適正性について

- ・ 特定証券情報等は、特例に定める様式を遵守し、正確な内容であることを確認している
- ・ 特定証券情報等への記載事項を確認するため、必要に応じ、申請者への質問や裏付資料の入手等の対応を実施している

(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

○J-Adviser による反社会的勢力に対する調査について

- ・ J-Adviser 内部基準に照らし、適切な範囲/方法において反社会的勢力の確認を実施している
- ・ 反社会的勢力との関係に疑義のある事項が発見された場合、十分にその内容を検討し、適切な対応を講じている

○申請者の確認体制について

- ・ 反社会的勢力排除のための申請者の基本方針、社内体制の確立ならびに運用状況が適切であることを確認している

特例に定められている、J-Adviser と新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特例その他関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者が J-Adviser と適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。

○J-Adviser と申請者の連携

- ・ 新規上場申請者と J-Adviser (J-QS を含む。) の間の報告/連絡/確認の体制が確立されていることを確認している
- ・ 新規上場申請者と J-Adviser (J-QS を含む。) の間での報告/連絡/確認の記録・保存が適切に行われる体制について確認している

その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

○株主に関して ※潜在株主も含む

- ・ 設立以降からの株主の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 種類株主と普通株主が存在する場合、両者間の権利関係に関し、必要な調査・確認を実施している

○ロックアップ条項について

- ・ 必要なロックアップ条項の対象者に対し、確約書等の必要書面を取り交わしていることを確認している
- ・ また、ロックアップ条項の対象者に対し、上場後の当該条項への順守状況を認識する手立て(施策)を確認している

○買収防衛策について

- ・ 買収防衛策を導入している場合、導入の理由、施策の内容について、必要な調査・確認を実施している

2 監査法人による監査

(1) 特定証券情報等において求められる財務書類には、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす監査報告書を添付しなければならない。

- ・ 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レビューの基準、又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査又はレビューの結果が記載されたものであること。
- ・ 金融商品取引法第 193 条の 2 に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。
- ・ 監査法人によって作成されたものであること。
- ・ 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。

(規程第 110 条第 5 項、特例施行規則第 103 条第 6 項)

TOKYO PRO Market では、上場申請時に提出される「特定証券情報（又は発行者情報）」に記載される直近の事業年度又は連結会計年度に係る財務書類に対する監査報告書を添付することが求められます。なお、TOKYO PRO Market では、一定の質を確保する等の観点から、監査報告書の作成主体は監査法人であることを求めています。

3 株式事務代行機関の設置

上場内国会社は、株式事務を取引所が承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に委託するものとする。

(規程第 138 条)

上場申請日までに、東証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は、株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

(注) 東証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)及び(株)アイ・アールジャパンの各社です（特例施行規則第 120 条）。

4 株式の譲渡制限

上場会社は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定(注1)その他の特別の法律の規定に基づくもの(注2)を除き、上場株券等の譲渡について制限を行ってはならない。

(規程第134条)

上場申請に係る株式の譲渡について、法律に基づく制限を除き、定款による譲渡制限を行っていないことが求められます。

(注1) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの。

(注2) 放送法、航空法などの特別の法律により上場申請に係る株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が東証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

5 流動性プロバイダーの確保

上場会社は、当取引所の取引参加者から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。

(規程第135条)

申請会社は、上場までに東証の取引参加者1社以上を流動性プロバイダーとして指定することが求められます。担当 J-Adviser は申請会社が流動性プロバイダーを確保できるよう支援することが求められるほか、流動性プロバイダーに指定された取引参加者は、当該指定を行った上場会社の発行する有価証券の円滑な流通の確保に努めるなどの努力義務を負います。

6 アナリストレポートの発行

上場会社は、自社に係るアナリストレポート(企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け配布資料をいう。)が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(規程第136条)

申請会社は、上場後、自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるよう努めることが求められます。また、担当 J-Adviser はアナリストレポートが広く発行されるよう申請会社をサポートすることが求められています。

7 指定振替機関における取扱い

上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(規程第 137 条)

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）が指定振替機関に指定されています。

したがって申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、原則として上場申請までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、保振に対して上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書など保振の定める一連の資料を提出する必要があります。

なお、外国株券等の取扱いについては、別途「新規上場ガイドブック 外国会社編」も併せてご覧ください。

8 単元株式数

東証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位を 100 株に統一しています。

TOKYO PRO Market は、規則等で単元株式数を一律に定めることを要求していませんが、上場対象が株式である場合は、同様に売買単位（単元株式数）を 100 株に設定していただくことが望まれます。

9 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について

(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載

特別利害関係者等（注1）が、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます）の末日から起算して2年前の日（注2）から「特定証券情報」又は「発行者情報」の公表日までの間において、申請会社の発行する株式若しくは新株予約権又は新株予約権付社債の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等（以下「上場前の募集等」といいます。）を除き、新株予約権及び新株予約権付社債の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況について、「特定証券情報」又は「発行者情報」に記載するものとします。ただし、申請会社の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りではありません。

（特例第115条、特例施行規則106条）

（注1）「特別利害関係者等」とは、開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいい、次に掲げる者をいいます。

- ①申請会社の特別利害関係者（開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者）
- ②申請会社の大株主上位10名
- ③申請会社の人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社）並びにこれらの役員
- ④証券会社（外国証券会社を含みます。）並びにその役員、人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社）

（注2）例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいいます。

(2) 上場前の株式等の移動に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、上場前の株式等の移動の状況に係る記載の内容についての記録を保存するものとします。

（特例施行規則第106条）

10 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について

申請会社が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等（注1）による募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいいます。）の割当て等（注2）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して、規則に定める事項（注3）について確約させるものとします。なお、募集株式の割当てを行っているかどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準とします。

（特例115条、特例施行規則第107条第1項）

（注1）募集株式の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株式に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当又は優先出資者割当以外の方法をいいます。

（注2）第三者割当による募集株式の割当て（上場前の募集等による場合を除きます。）、第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含みます。）、新株予約権の行使による株式の発行の行為をいいます。

（注3）申請会社が、割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して確約させる事項は、次のとおりです。

a. 継続所有

当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。ただし、割当て又は交付を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式等の譲渡を行う場合その他社会通念上やむを得ないと担当 J-Adviser が認める場合を除く。

（特例施行規則第107条第2第1号）

b. 譲渡等を行う場合の申請会社への報告

割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

（特例施行規則第107条第2項第2号）

c. その他東証が必要と認める事項

（特例施行規則第107条第2項第3号）